

別表第1（第2条関係）

基準指数

番号	保 護 者 の 状 況				基準 指数
1	就労	月間 20 日 (週 5 日) 以上	1 日 8 時間以上または週 40 時間以上		10
			1 日 7 時間以上または週 35 時間以上		9
			1 日 6 時間以上または週 30 時間以上		8
			1 日 5 時間以上または週 25 時間以上		7
			1 日 4 時間以上または週 20 時間以上		6
		月間 16 日 (週 4 日) 以上	1 日 8 時間以上または週 32 時間以上		8
			1 日 7 時間以上または週 28 時間以上		7
			1 日 6 時間以上または週 24 時間以上		6
			1 日 5 時間以上または週 20 時間以上		5
			1 日 4 時間以上または週 16 時間以上		4
		月間 12 日 (週 3 日) 以上	1 日 8 時間以上または週 24 時間以上		7
			1 日 7 時間以上または週 21 時間以上		6
			1 日 6 時間以上または週 18 時間以上		5
			1 日 5 時間以上または週 16 時間以上		4
2	妊娠・出産	妊娠・出産のため保育にあたることができない場合			9
3	保護者の 疾病 障がい 等	疾 病	入 院	おおむね 1 か月以上の入院	9
			居 宅 療 養	長期にわたり常時介護を必要とする場合	9
				1 か月以上の安静加療を必要とする場合	7
		障 がい	重 度	身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級又は療育手帳 A を所持しているかこれと同程度の障がいの 場合	10
			中 度	身体障害者手帳 3 級又は療育手帳 B を所持しているかこれと同程度の障がいの場合	7
	軽 度	身体障害者手帳 4～7 級を所持もしくはこれと同程度の障がいの場合	5		
4	親族の 介護・看 護	長 期 入 院 付 き 添 い	おおむね 1 か月以上親族の入院に付き添う場合		8
		居宅内看護	同居の親族の長期にわたる居宅療養等の介護を常時行っている場合		7
		心身障がい児(者)介 護	心身障がい児(者)の介護、通園、通院、通学等に従事している場合		6
5	災害復旧	震災、火災、風水害等の復旧作業のため保育にあたることができない場合			10
6	求職活動	求職活動（起業準備を含む。）のため日中外出を常態とする場合			3
7	就学	就職に必要な技能取得のため職業 訓練校又は学校に通学している場 合	月 20 日就学として、 1 日平均 6 時間以上		8
			月 20 日就学として、 1 日平均 6 時間未満		6
8	児童虐待・配偶 者からの暴力	児童虐待（おそれも含む。）や配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが 困難であると認められる場合			10
9	その他	児童福祉の観点から保育の必要性が高いと判断した場合			8

備考 1 勤務時間に 1 時間未満の端数がある場合の当該端数の取扱いは、切捨てとする。

備考 2 勤務時間には休憩時間を含むものとする。

別表第2（第2条関係）

調整指数

番号	条 件	調整指数
1	小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児の場合 ※卒園児のきょうだいで同時に転園希望する場合を含む。	+30
2	在園施設の閉所など、やむを得ず施設の変更をする場合	+30
3	ひとり親 家 庭	
	死亡、離婚、未婚によるひとり親家庭又は両親がいない家庭の場合	+12
	上記以外で児童扶養手当の受給資格がある場合	+12
	離婚裁判中、離婚調停中及びひとり親家庭に準ずると認められる場合	+10
4	生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずる低所得世帯の場合	+7
5	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合 ※求職活動かつ同居親族がいる場合を除く。	+5
6	児童虐待（おそれも含む。）や配偶者からの暴力がある場合など社会的養護が必要と認められる場合	+7
7	特別児童扶養手当の支給対象児童、障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている児童又はこれと同等の障がいがあると認められる児童の場合	+5
8	兄弟姉妹（多胎児も含む。）が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を既に利用している場合で、同一の施設・事業の利用を申請する場合 ※入所した場合、同時に在籍する場合に限る。	+10
9	兄弟姉妹（多胎児も含む。）が同時に新規申込みをする場合	+2
10	兄弟（18歳以下）が2人以上いる場合	+1
11	保護者が市内の保育施設又はこどもクラブに勤務する保育士等である場合	+4
12	出産休暇又は育児休業終了後に復職する場合	+2
13	保護者が単身赴任等で不在の場合 ※住民票の異動を伴うものに限る	+2
14	その他市長が認める場合	+2
15	転園（転居等により在籍する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業への通所継続が困難と認められる場合又は兄弟姉妹が入所している施設・事業に利用を希望する場合を除く。）の場合	-1
16	65歳未満の同居の親族が保育可能である場合	-3